

「犯罪被害者等の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1981 (昭 56)		「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1985 (昭 60)	「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択		
1996 (平 8)		「被害者対策要綱」制定(警察庁)	
1998 (平 10)		「全国被害者支援ネットワーク」設立	
2000 (平 12)		「刑事訴訟法及び検察審査会法」改正(※1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」施行	
2001 (平 13)		「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」改正(※2)	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法(基本法)」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H17～H22年度)	
2006 (平 18)		「犯罪被害給付制度」改正(※3)	
2008 (平 20)		「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)改正(※4) 「更生保護法」施行 「被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、損害賠償命令制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(推進条例)」施行 「とっとり被害者支援センター」開設
2009 (平 21)		「裁判員制度」開始	「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」策定(計画期間H20年度～22年度)
2011 (平 23)		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定(計画期間H23～H27年度) 「犯罪被害者支援要綱」制定(警察庁)	
2012 (平 24)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H23年度～25年度)(※6)
2013 (平 25)		「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び改正総合法律支援法」改正(※5)	
2015 (平 27)			「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」改訂(計画期間H26年度～28年度)(※7)

※1・・・証人への付添いや遮へい措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減、性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等

※2・・・「犯罪被害者等給付金支給法」を「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に変更
平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況が広く国民に認識され、犯罪被害給付制度の拡充を始めとする犯罪被害者に対する支援を求める社会的な機運が急速に高まったことなどを踏まえ、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされた

※3・・・「犯罪被害者等基本計画」を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正がなされるとともに、親族の間で行われた犯罪について支給制限を緩和するための規則改正がなされた

※4・・・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(犯罪被害者支援法)に変更
休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、重度後遺障害がい者(障がい等級第1級から第3級までに該当する障がいが残った方)に対する障がい給付金の引上げ、生計維持関係のある遺族給付金の引上げなど犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図った

「性的マイノリティの人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1990 (平 2)	世界保健機構(WHO)が国際疾病分類(ICD)第10版で、「同性愛者はいかなる意味でも治療の対象とはならない」ことを決定		
1997 (平 9)		日本精神神経学会による「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」策定	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」施行	
2005 (平 17)			「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」施行(※1)
2008 (平 20)	国連総会で人権と性的指向・性自認に関する声明提出	「性同一性障害者特例法」改正(※2)	
2011 (平 23)	人権理事会は性的指向と性同一性に関する決議を採択		
2015 (平 27)	米国連邦最高裁が同性婚を認めない州法は違憲であると判決	東京都渋谷区において、「同性パートナーシップ条例」が成立、施行	

※1・・・ 本籍、性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る等所要の規定の整備を行う

※2・・・ 性別の取扱いの変更の審判を受ける要件として「子がいないこと」を「未成年の子がいないこと」に条件を緩和

「生活困難者の人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1951 (昭 26)		「社会福祉事業法」施行	
1986 (昭 61)		「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)」施行	
1993 (平 5)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行	
1997 (平 9)	貧困撲滅のための国連の10年		
2000 (平 12)		「社会福祉法」施行	
2002 (平 14)		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2008 (平 20)		「パートタイム労働法」改正(※1)	
2012 (平 24)		「労働者派遣法」改正(※2) 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」改正(※3)	
2013 (平 25)		「子どもの貧困対策推進法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	
2015(平 27)		「生活困窮者自立支援法」施行 「パートタイム労働法」改正(※4) 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改訂(※5)	

- ※1… 少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のための改正
- ※2… 法律名が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的に、派遣労働者の保護のための法律であることを明記
- ※3… 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限を5年延長(平成29年8月6日までとする)
- ※4… パートタイム労働者の公正な待遇の確保・納得性を高めるための措置、パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
- ※5… 「生活困窮者自立支援法」施行に伴い、ホームレス対策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の早期把握等を図るなど、生活困窮者一時生活支援事業等にも積極的に取り組むなどの改正

「インターネットにおける人権」国内外の動き

	国連等	国	県
1980 (昭 55)			「鳥取県青少年健全育成条例」制定
2000 (平 12)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2002 (平 14)		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」策定	
2003 (平 15)		「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行	
2004 (平 16)		「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」改訂(※1)	
2007 (平 19)		プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「発信者情報開示関係ガイドライン」公表	
2008 (平 20)		「出会い系サイト規制法」改正(※2)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※3)
2009 (平 21)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行	
2013 (平 25)		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(※4)	「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※5)
2014 (平 26)			「鳥取県青少年健全育成条例」改正(※6)

- ※1… インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダーに対して情報の削除依頼があった場合の対応プロセスを明確化
- ※2… 出会い系サイト事業者に対する規制強化及び児童による利用防止措置強化として、民間団体が行う児童利用防止活動の促進、フィルタリングの普及促進を規定
- ※3… フィルタリング機能による有害情報の閲覧防止について規定
- ※4… 被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たにストーカー規制法の規制対象として追加
- ※5… 青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等及び青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、危険ドラッグ等の使用をおおるもの等を追加。
- ※6… 保護者へのペアレンタルコントロール措置の努力義務及びインターネット接続機器販売事業者の購入者へのペアレンタルコントロールに関する説明と書面の交付義務を規定

「ユニバーサルデザインの推進」国内外の動き

年	国連等	国	県
1974 (昭 49)	バリアフリーデザインに関する専門家会議においてバリアフリー提唱		
1985 (昭 60)	米ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイスが、ユニバーサルデザイン提唱		
1994 (平 6)		「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行(※1)	
1996 (平 8)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」施行
1998 (平 10)	ISO(国際標準化機構)の総会において、ユニバーサルデザインとアクセシブルデザインの原則採用とガイドライン策定		
2000 (平 12)		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行(※2)	
2002 (平 14)			イベント等を行う場合の点検項目の策定
2006 (平 18)		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行(※3)	
2008 (平 20)			「鳥取県福祉のまちづくり条例」全部改正(バリアフリー法に基づく条例へ衣替え)

※1・・・ 病院、劇場、集会場、展示場、デパートなど不特定かつ多数の人が利用する政令が定める公共的施設において、出入口、廊下、階段、エレベータ、トイレなどを高齢者や障がい者が支障なく利用できるよう対策を促すもの

※2・・・ 鉄道駅、空港、バスターミナル等、公共交通機関の旅客施設の新設と大規模改築、あるいは新車両の導入などの際のバリアフリー化を義務付けた

※3・・・ 高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指すもの

「様々な人権」国内外の動き

年	国連等	国	県
1993 (平 5)	「世界の先住民の国際年」宣言		
1995 (平 7)	「世界の先住民の国際の10年」(1995～2004)		
1997 (平 9)		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1999 (平 11)			「鳥取県個人情報保護条例」施行
2002 (平 14)		日朝首脳会談開催(※1)	
2003 (平 15)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行(全面施行は2005年)	
2004 (平 16)		第2回日朝首脳会談(※2)	「鳥取県情報システム管理要綱」(情報セキュリティポリシー)施行
2005 (平 17)	「北朝鮮人権状況決議」採択	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」施行	
2006 (平 18)		「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	
2007 (平 19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「男女雇用機会均等法」改正(※3)	
2008 (平 20)		「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択	
2009 (平 21)			個別労使紛争解決支援センター設置
2011 (平 23)		東日本大震災発生 人権教育・啓発基本計画一部変更	
2014 (平 26)		「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」改正(※4)	
2015 (平 27)		「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行	

※1… 北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名の帰国が実現

※2… 2002年に帰国した拉致被害者の家族が帰国

※3… (1).性別による差別禁止の範囲の拡大 (2)妊娠・出産などを理由とする解雇の無効、その他の不利益取り扱いの禁止 (3)セクシュアル・ハラスメント対策措置の義務化

※4… 拉致被害者の帰国に備え、永住を決めた拉致被害者及びその配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とすることを追加

